

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 (〃)	1
○都市計画事業の認可 (2件) (都市計画課)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	(10・7 掲示) 1
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (〃)	(〃) 2
○地域森林計画の案の縦覧 (森づくり推進課)	2
○地域森林計画の変更の案の縦覧 (3件) (〃)	2
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (10・5 掲示)	2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	3
○政治団体異動の届出	3
○資金管理団体指定の届出	3
○資金管理団体異動の届出	3
監査公表	
○定期監査の執行結果 (南海地震対策課ほか)	4
正 誤	
◎正誤 (平23・4・19付け 告示)	7

告 示

高知県告示第688号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成23年10月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弘岡下種崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市長浜字西日出 2670番1から 高知市長浜字日出 1863番2まで	前	3.1 }	304
	後	9.5 }	
		11.4	304

高知県告示第689号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成23年10月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柳瀬越知
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡越知町柴尾字弓場 705番1から 高岡郡越知町柴尾字三門 486番1まで	326	平成23年10月23日

高知県告示第690号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成23年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称 南国市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 高知広域都市計画道路事業(3・4・6号高知南国線)

- 3 事業施行期間 平成23年10月21日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 南国市大埴字刈又、字弘井ヶ内、字実兼及び字野岸地内
 - (2) 使用の部分 南国市大埴字実兼、字野岸及び字横枕地内

高知県告示第691号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成23年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称 南国市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 高知広域都市計画道路事業(3・3・11号南国駅前線)
- 3 事業施行期間 平成23年10月21日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 南国市後免町一丁目、後免町二丁目、後免町四丁目、駅前町一丁目及び駅前町二丁目地内
 - (2) 使用の部分 南国市後免町一丁目、後免町二丁目、後免町四丁目、駅前町一丁目及び駅前町二丁目地内

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、平成23年10月7日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
平成23年10月7日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23	特定非	今西 逸	高知市	この法人は、音楽を通

年10月7日	営利活動法人 なとわ	生	山ノ端町219番地9	じて環境・文化・学校・福祉・まちづくりなど広範囲にわたる各種イベントを展開し、地域の人たちと幅広い交流を通じ相互理解と連携を図りながら、より豊かな社会形成を目指した活動を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。
--------	---------------	---	------------	---

				向上に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	------------------

森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項の規定により例によることとされる改正法の規定による改正後の森林法（昭和26年法律第249号。以下「新法」という。）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてようとするので、改正法附則第3条第2項の規定により例によることとされる新法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。
平成23年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名称
四万十川森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 縦覧期間
平成23年10月21日から同年11月18日まで

森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により例によることとされる改正法の規定による改正後の森林法（昭和26年法律第249号。以下「新法」という。）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画の変更をしようとするので、改正法附則第3条第1項の規定により例によることとされる新法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。
平成23年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名称
高知森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 縦覧期間
平成23年10月21日から同年11月18日まで

森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により例によることとされる改正法の規定による改正後の森林法（昭和26年法律第249号。以下「新法」という。）第5条第5項の規定に基づき地域森

林計画の変更をしようとするので、改正法附則第3条第1項の規定により例によることとされる新法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。
平成23年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名称
安芸森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 縦覧期間
平成23年10月21日から同年11月18日まで

森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により例によることとされる改正法の規定による改正後の森林法（昭和26年法律第249号。以下「新法」という。）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画の変更をしようとするので、改正法附則第3条第1項の規定により例によることとされる新法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。
平成23年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名称
嶺北仁淀森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 縦覧期間
平成23年10月21日から同年11月18日まで

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月5日（揭示済）
高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第9号
高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
別表第2 国道195号の項中

「
南国市東崎字小栗田945番2から香美市土佐山田町宝町一丁目1番地先まで

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年10月7日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年10月7日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年10月7日	特定非営利活動法人 ゆうハート安芸の会	岡村 健次郎	安芸市本町五丁目3番5号	この法人は、障害者とその家族・地域住民（以下「障害者等」という）にかかわる共同作業所設置（平成10年4月）による作業活動、相談活動、調査・研究活動、研修活動、情報提供活動、交流活動等、生活・介護への支援に関する事業を行うことにより、障害者等の福祉・教育・医療・保健の増進を図り、もって障害者の福祉の

を「

南州市東崎字小栗田945番2から香美市土佐山田町宝町一丁目1番地先まで
高知市北久保字鰻ノ丸1104番1から南州市岡豊町中島字クミチ54番1まで

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成23年10月21日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中平正宏後援会	中平 正宏	桑原 宏文	四万十市西土佐藪ケ市479	平23・9・1
森田邦明後援会	森田 邦明	谷 邦男	土佐市波介4424	平23・9・14
糸矢幸吉後援会	宇賀 秀雄	桜木 弘子	土佐市高岡町甲2095	平23・9・21

高知県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成23年10月21日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	民主党高知県総支部連合会	武内 則男	異動なし	異動なし	平23・9・26
異動後		広田 一			

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	川島洋一後援会	中谷 清	松本 定昭	安芸市土居829-5	平23・9・1
異動後		前田 忠世	春田 暁	安芸市穴内甲232	
異動前	山中良成後援会	異動なし	異動なし	南州市大桶甲1465-3	平23・9・8
異動後				南州市大桶甲1483-3	
異動前	四国税理士政治連盟	森木 将雄	平井 雄一	異動なし	平23・9・14
異動後	高知県支部	矢野 平八	池内 美仁		
異動前	中西清二後援会	異動なし	異動なし	宿毛市中央五丁目4-23	平23・9・16
異動後				宿毛市中央五丁目4番2号	

異動前	楠瀬こうさく後援会	楠瀬 賢一	楠瀬 里美	異動なし	平23・9・30
異動後	くすのせ耕作後援会	竹内 健造	松田 健		
異動前	高知県民社協会	面村 和也	岡崎 豊	異動なし	平23・9・30
異動後		岡崎 豊	清水 修		

高知県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成23年10月21日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
中平 正宏	四万十市長	中平正宏後援会	四万十市西土佐藪ケ市479	中平 正宏	平23・9・1

高知県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成23年10月21日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	中西 清二	異動なし	中西清二後援会	宿毛市中央五丁目	平23・9・16

			4-23
異動後			宿毛市中央五丁目4番2号

監 査 公 表

監査公表第11号

平成23年10月21日

高知県監査委員 浜田 英宏
 同 桑名 龍吾
 同 坂本 千代
 同 朝日 満夫

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、定期監査を行ったところ、その結果は、次のとおりであった。

1 監査委員意見

平成23年度の本庁103機関に対する定期監査を実施した結果について、次のとおり意見を述べる。

財務会計全般では、前年度の指摘事項は、おおむね是正されており、その努力は認められる。しかしながら、一部では依然として不適正な事例が見られるなど、指摘事項9件及び注意事項102件の不適正な執行があった。

その内容は、(1)から(3)までのとおりであるが、契約書の締結や支出負担行為が著しく遅延したものの、効力を失った補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務を行っていたものなどが見られたことは、極めて遺憾である。

今後は、職員の財務会計に関する事務処理能力を一層高めることや管理職員等によるチェックを更に徹底させることなど、より積極的な取組を行い、適正な執行が確保されるよう強く求める。

また、会計事務の執行において、検討事項として13件を指摘したところである。その内容は、補助金の適正な執行のため補助金交付要綱を見直すことや契約において競争性を発揮させる観点等から発注方法を見直すことなどであり、速やかな対応を求める。

(1) 収入及び支出に係る事務について

歳入歳出外現金に受け入れた財産売払いに係る入札保証金について払出し及び歳入への受入れが遅延し年度を越えたもの、支出負担行為日を著しく遡及していたものなどが見られた。

今後は、こうした不適正な事務処理が繰り返されることのないよう再発防止を強く求める。

(2) 契約に係る事務について

二者以上の者から見積書を徴する必要がある事案で一者の見積書しか徴していないもの、事務処理が遅延したため契約書に遡及条項を挿入して契約を締結したものなどが見られた。

今後、契約締結に当たっては、計画的な事務処理に努め、手続や内容を十分に精査するとともに、管理職員等は、事業の進行管理に留意し、適正な執行がなされるよう強く求める。

(3) 補助金等に係る事務について

補助事業者が補助金交付要綱に定められた補助の条件に反して根抵当権を設定していたにもかかわらず検査合格としていたもの、補助金交付要綱が失効したまま補助金を交付していたもの、必要な変更承認の手続がなされていないものなどが見られた。

今後は、担当職員だけでなく管理職員等も適時適切な点検を行うとともに、所属として適切な進行管理に努めることなどにより、補助金が確実にその目的を果たし執行されるよう強く求める。

2 指摘とする機関及び事項**南海地震対策課**（監査日：平成23年7月28日）**(1) 事実認定**

平成22年度地防第1号南海地震長期浸水対策事業委託業務において、検査命令権者以外の者が、検査職員から完了検査の結果報告を受けて、可否の決定を行い、受注者に通知していた。

(2) 指摘事項

上のことは、検査の可否の決定及び受注者への通知は、検査命令権者が行わなければならないとする高知県土木設計等委託業務検査規程（平成13年4月高知県訓令第14号の2）第12条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

医療政策・医師確保課（監査日：平成23年8月3日）**(1) 事実認定**

ア 平成21年度高知県看護師宿舎施設整備事業費補助金（平成22年度へ繰越し）について実績報告書が提出され、検査を平成22年9月30日に行った際に、知事の承認を得ないまま根抵当権が設定されていることが明らかになったにもかかわらず検査合格とし、補助金を支出していた。

イ 平成22年度高知県臓器移植対策事業費補助金において、補助金交付要綱の有効期間が、平成19年4月1日から平成22年5月31日までであるにもかかわらず、同年6月、9月及び12月で全額概算払をしていた。

なお、補助金交付要綱は、平成23年3月に改正し、平成

22年4月1日に遡り適用することとしていた。

(2) 指摘事項

ア (1)のアは、補助事業者が、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「補助金等交付規則」という。）第19条及び高知県看護師宿舎施設整備事業費補助金交付要綱第8条第5号の規定に反していたにもかかわらず、補助金の検査において合格としていた不適正な事務処理である。

イ (1)のイは、補助金交付要綱の有効期間の確認を怠ったものであり、失効した補助金交付要綱に基づき補助金を支出した不適正な事務処理である。

今後は、ア及びイのようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

情報政策課（監査日：平成23年7月28日）

(1) 事実認定

平成22年度情報ハイウェイ接続用機器設定手数料（426,825円）について、支出負担行為を平成23年4月に同年2月2日に遡って行っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号。以下「会計規則」という。）第43条第6項の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

計画推進課（監査日：平成23年8月2日）

(1) 事実認定

平成22年度高知県多地域双方型起業家養成研修事業において、平成22年4月1日に事業の内容や経費を負担する額などに関する協定書を締結していたが、負担金1,008,000円の支出負担行為は、同年12月17日に行っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、会計規則第43条第6項の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

森づくり推進課（監査日：平成23年8月16日）

(1) 事実認定

畑山県行造林立木公売において、平成23年2月28日に一般競争入札を行い、落札者を決定している。入札保証金については、歳入歳出外現金に受け入れており、同年3月4日に落札者から立木売買代金への充当申出書が提出されたが、歳入歳出外現金の払出しを行い、県営林事業特別会計に財産売払収入として受け入れたのは、翌年度の同年7月15日であった。

(2) 指摘事項

上のことは、会計規則第22条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

漁業管理課 (監査日：平成23年8月18日)

(1) 事実認定

平成22年度高知県漁獲可能量管理体制緊急整備事業費補助金において、事務処理の遅延により、補助対象期間を平成22年4月1日からとした補助金交付要綱の改正を同年7月13日に行い、補助事業者へ通知していた。このため、同年8月12日となった補助金交付決定通知書においても、補助対象期間を同年4月1日付けに遡及していた。

なお、補助事業者からの指令前着手届は、同月1日に提出されていた。

(2) 指摘事項

上のことは、補助金等交付規則第6条及び高知県補助金等交付規則の運用について（昭和44年4月22日付け副知事通知）の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

建設管理課 (監査日：平成23年8月8日)

(1) 事実認定

平成22年度土木工事資材単価調査委託業務（履行期間：平成22年4月1日から平成23年3月25日まで、契約金額：787,500円）、平成22年度土木工事資材単価調査委託業務（履行期間：平成22年4月1日から平成23年3月25日まで、契約金額：1,711,500円）及び平成22年度土木工事資材単価調査及び調整処理委託業務（履行期間：平成22年5月26日から平成23年3月28日まで、契約金額：15,435,000円）について、支出負担行為を遅延して平成22年9月16日に行い、契約書に履行期間の遡及条項を挿入して契約を締結していた。

(2) 指摘事項

上のことは、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「契約規則」という。）第36条及び会計規則第43条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

人事委員会事務局 (監査日：平成23年8月24日)

(1) 事実認定

平成23年度速記録作成業務について、支出見込額が36万円であったにもかかわらず、2人以上の者から見積書を徴していなかった。

(2) 指摘事項

上のことは、契約規則第32条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 その他の機関

以下の機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されている。別表の点について、上記2の機関を含め、今後の事務処理に留意するよう注意した。

秘書課 (監査日：平成23年8月18日)

政策企画課 (監査日：平成23年8月23日)

広報広聴課 (監査日：平成23年8月24日)

文書情報課 (監査日：平成23年8月23日)

法務課 (監査日：平成23年8月18日)

行政管理課 (監査日：平成23年8月24日)

人事課 (監査日：平成23年8月23日)

職員厚生課 (監査日：平成23年8月24日)

財政課 (監査日：平成23年8月24日)

税務課 (監査日：平成23年8月23日)

市町村振興課 (監査日：平成23年8月24日)

統計課 (監査日：平成23年8月23日)

管財課 (監査日：平成23年8月24日)

危機管理・防災課 (監査日：平成23年7月28日)

消防政策課 (監査日：平成23年7月28日)

健康長寿政策課 (監査日：平成23年8月3日)

医事業務課 (監査日：平成23年8月8日)

国保指導課 (監査日：平成23年8月4日)

健康対策課 (監査日：平成23年8月4日)

食品・衛生課 (監査日：平成23年8月8日)

地域福祉政策課 (監査日：平成23年8月4日)

高齢者福祉課 (監査日：平成23年8月8日)

障害保健福祉課 (監査日：平成23年8月12日)

児童家庭課 (監査日：平成23年8月4日)

少子対策課 (監査日：平成23年8月8日)

福祉指導課 (監査日：平成23年8月8日)

文化・国際課 (監査日：平成23年7月27日)

まんが・コンテンツ課 (監査日：平成23年7月28日)

県民生活・男女共同参画課 (監査日：平成23年7月27日)

私学・大学支援課 (監査日：平成23年7月27日)

鳥獣対策課 (監査日：平成23年8月2日)

人権課 (監査日：平成23年7月28日)

地産地消・外商課 (監査日：平成23年7月28日)

地域づくり支援課 (監査日：平成23年7月28日)

運輸政策課 (監査日：平成23年8月2日)

公共交通課 (監査日：平成23年8月2日)

商工政策課 (監査日：平成23年8月2日)

工業振興課 (監査日：平成23年8月2日)

新産業推進課 (監査日：平成23年8月2日)

経営支援課 (監査日：平成23年8月2日)

企業立地課 (監査日：平成23年8月3日)

雇用労働政策課 (監査日：平成23年8月3日)

観光政策課 (監査日：平成23年7月27日)

おもてなし課 (監査日：平成23年7月27日)

龍馬ふるさと博推進課 (監査日：平成23年7月27日)

農業政策課 (監査日：平成23年8月17日)

農地・担い手対策課 (監査日：平成23年8月18日)

協同組合指導課 (監査日：平成23年8月23日)

環境農業推進課 (監査日：平成23年8月17日)

産地・流通支援課 (監査日：平成23年8月17日)

地域農業推進課 (監査日：平成23年8月17日)

畜産振興課 (監査日：平成23年8月17日)

農業基盤課 (監査日：平成23年8月17日)

競馬対策課 (監査日：平成23年8月17日)

林業環境政策課 (監査日：平成23年8月16日)

林業改革課 (監査日：平成23年8月16日)

木材産業課 (監査日：平成23年8月16日)

治山林道課 (監査日：平成23年8月17日)

新エネルギー推進課 (監査日：平成23年8月17日)

環境共生課 (監査日：平成23年8月17日)

環境対策課 (監査日：平成23年8月18日)

水産政策課 (監査日：平成23年8月18日)

漁業振興課 (監査日：平成23年8月18日)

合併・流通支援課 (監査日：平成23年8月23日)

漁港漁場課 (監査日：平成23年8月18日)

土木企画課 (監査日：平成23年8月8日)

建設検査課 (監査日：平成23年8月12日)

用地対策課 (監査日：平成23年8月16日)

河川課 (監査日：平成23年8月12日)

防災砂防課 (監査日：平成23年8月12日)

道路課 (監査日：平成23年8月12日)

都市計画課 (監査日：平成23年8月12日)

公園下水道課 (監査日：平成23年8月12日)

住宅課 (監査日：平成23年8月12日)

建築指導課 (監査日：平成23年8月16日)

建築課 (監査日：平成23年8月12日)

港湾振興課 (監査日：平成23年8月16日)

港湾・海岸課 (監査日：平成23年8月16日)

会計管理課 (監査日：平成23年8月23日)

総務事務センター (監査日：平成23年8月24日)

教育政策課 (監査日：平成23年8月18日)

総務福利課 (監査日：平成23年8月3日)

幼保支援課 (監査日：平成23年8月18日)

小中学校課 (監査日：平成23年8月8日)

高等学校課 (監査日：平成23年8月3日)
 特別支援教育課 (監査日：平成23年8月4日)
 生涯学習課 (監査日：平成23年8月4日)
 新図書館整備課 (監査日：平成23年8月12日)
 文化財課 (監査日：平成23年8月8日)
 スポーツ健康教育課 (監査日：平成23年8月4日)
 人権教育課 (監査日：平成23年8月4日)
 県議会事務局 (監査日：平成23年8月24日)
 監査委員事務局 (監査日：平成23年8月25日)
 労働委員会事務局 (監査日：平成23年8月24日)
 警察本部 (監査日：平成23年8月25日)

別表

	注意事項	検討事項
収入を伴う事務の執行	9	1
支出を伴う事務の執行	40	6
契約事務の執行	30	6
財産・物品管理	11	
サービス管理		
給与・旅費の支給事務	2	
庶務関係事務		
その他の事務の執行	10	

 正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤				
平23・4・19	9332	◎告示	3	左 (14～17)	<table border="1"> <tr> <td>四万十市</td> <td>四万十市中村大 橋通四丁目10番 地</td> </tr> </table>	四万十市	四万十市中村大 橋通四丁目10番 地	<table border="1"> <tr> <td>四万十市</td> <td>四万十市佐岡 499番1.</td> </tr> </table>	四万十市	四万十市佐岡 499番1.
四万十市	四万十市中村大 橋通四丁目10番 地									
四万十市	四万十市佐岡 499番1.									